

メートル増すごと
一 試料

二七、五〇〇円

同一
メー

料一箇所一〇〇ナノメー
まで
試料一箇所一〇〇ナノ
トル増すごと

に改め、別表第三の九の表イ中

(2) (1)
複 簡

易なもの
雑なもの

一 成 分
一 成 分
三、九〇〇円

を

(1) (2) (3)
簡易なもの (3)を除く
複雑なもの (3)を除く
食物繊維

一 試料一測定
一 試料一測定
一 試料一測定

二、五〇〇円
三、九〇〇円
一六、一三〇円

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(産業創出課)

福島県規則第三十号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第五条第二項第二号」を「第五条第一項第一号ア(1)及び条例第四十七条第二号ア(1)」に改め、同項第二号中「一級から三級までのいずれか」を「一級又は二級(条例第五条第二項に規定する老人等にあつては、一級から三級までのいずれか)」に改め、同条第二項中「第五条第二項第三号」を「第五条第一項第一号ア(2)及び条例第四十七条第二号ア(2)」に改める。

別表第二の一の表福島県営渡利団地の項中「〇・八〇」を「〇・八二」に改め、同表福島県営北信団地の項中「〇・八八」を「〇・八九」に、「〇・八四」を「〇・八五」に、「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表福島県営笹谷団地の項中「〇・八八」を「〇・九〇」に、「〇・八六」を「〇・八八」に、「〇・九〇」を「〇・九二」に改め、同表福島県営泉白川団地の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表福島県営上並松団地の項中「〇・八四」を「〇・八五」に、「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同

表福島県営上川原田団地の項中「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県営花見山団地の項中「〇・七七」を「〇・七六」に改め、同表福島県営島団地の項中「〇・八九」を「〇・九〇」に改め、同表福島県営柴宮団地の項中「〇・八九」を「〇・八八」に、「〇・八二」を「〇・八一」に、「〇・八五」を「〇・八四」に、「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表福島県営安積団地の項中「〇・八二」を「〇・八一」に、「〇・八五」を「〇・八四」に改め、同表福島県営雷神団地の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表福島県営緑ヶ丘団地の項中「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県営六軒団地の項中「〇・七七」を「〇・七六」に、「〇・八〇」を「〇・七九」に改め、同表中

福島県営緑町団地

須賀川市

〇・八六

を 福島県営緑町団地

須賀川市

〇・八五

に改め、同表福島県営松風の里団地の項中「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県営関川窪団地の項中「〇・八五」を「〇・八四」に、「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表福島県営金勝寺団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改め、同表福島県営湯川町団地の項中「〇・七九」を「〇・八〇」に改め、同表福島県営城前団地の項を削り、同表福島県営居合団地の項中「〇・八二」を「〇・八一」に、「〇・八四」を「〇・八三」に改め、同表福島県営日吉団地の項中「〇・八八」を「〇・八七」に改め、同表福島県営対馬館団地の項中「〇・八五」を「〇・八六」に改め、同表福島県営大坪団地の項中「〇・八九」を「〇・九〇」に改め、同表福島県営松長団地の項中「〇・八三」を「〇・八二」に改め、同表福島県営小川町西団地の項中「〇・八六」を「〇・九五」に改め、同表福島県営仲町団地の項中「〇・九〇」を「〇・八八」に改め、同表福島県営高松団地の項中「〇・八一」を「〇・八〇」に改め、同表福島県営鬼越団地の項中「〇・七七」を「〇・八〇」に改め、同表福島県営梅ヶ丘団地の項中「六号棟まで」を「五号棟まで」に、「〇・八一」を「〇・八二」に、「〇・八五」を「〇・八六」に、「〇・八三」を「〇・八四」に改め、同表福島県営中野地団地の項を削り、同表福島県営六人町団地の項中「〇・八一」を「〇・八五」に改め、同表福島県営御厩町団地の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表福島県営高坂南団地の項中「〇・八四」を「〇・八五」に改め、同表福島県営道珍団地の項中「〇・八六」を「〇・八七」に改め、同表福島県営栄田団地の項中「〇・七八」を「〇・七七」に改め、同表福島県営上湯長谷団地の項中「〇・七八」を「〇・七六」に改め、同表福島県営湯長谷団地の項中「〇・八二」に、「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表福島県営鹿島団地の項中「〇・八七」を「〇・八八」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二福島県営城前団地の項及び福島県営中野地団地の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
(建築住宅課)

福島県教育委員会

福島県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県奨学資金貸与条例施行規則（昭和四十二年福島県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「学校の長」の下に「（現に学校に在学していない申請者にあつては、直近の卒業又は修了に係る学校の長。以下「在学等学校長」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、申請者のうち条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者にあつては、奨学生推薦調書を申請書に添付することを要しない。

第二条第一項中「奨学生と」を「規定により」に改める。

第四条を次のように改める。

（奨学生の決定の通知）

第四条 条例第六条の規則で定める方法は、在学等学校長を経由した文書の本人への交付とする。ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者の入学一時貸与の決定については、本人への交付とする。第七条第一項中「上欄」の下に「に掲げる奨学資金の種類ごとに同表の中欄」を加える。

第八条中「奨学生でなくなつた者は、条例第十一条の規定に基づき」を「条例第十一条の規定による奨学資金借用証書の提出は」に、「日までに」を「期間内での」に、「を教育長に提出しなければならない」を「の提出とする」に改める。

第十一条中「奨学生」の下に「（入学一時貸与に係るものを除く。）」を加える。

第十三条中「在学する学校の長」を「在学等学校長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、条例第二条第二号ウに規定する高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者に係る奨学生願書及び入学一時貸与に係る誓約書の提出については、在学等学校長を経由することを要しない。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

奨学資金の種類	月額貸与	貸与を受けた奨学資金の総額	期間
	四〇〇、〇〇〇円以下		七年
	四〇〇、〇〇〇円を超え六〇〇、〇〇〇円以下		八年
	六〇〇、〇〇〇円を超え八〇〇、〇〇〇円以下		九年
	八〇〇、〇〇〇円を超え一、〇〇〇、〇〇〇円以下		一〇年
	一、〇〇〇、〇〇〇円を超え二、二〇〇、〇〇〇円以下		一一年
	一、二〇〇、〇〇〇円を超え一、四〇〇、〇〇〇円以下		一二年
	一、四〇〇、〇〇〇円を超え一、六〇〇、〇〇〇円以下		一三年
	一、六〇〇、〇〇〇円を超え一、八〇〇、〇〇〇円以下		一四年
	一、八〇〇、〇〇〇円を超え二、〇〇〇、〇〇〇円以下		一五年
	二、〇〇〇、〇〇〇円を超え二、二〇〇、〇〇〇円以下		一六年
	二、二〇〇、〇〇〇円を超え二、四〇〇、〇〇〇円以下		一七年
	二、四〇〇、〇〇〇円を超え二、六〇〇、〇〇〇円以下		一八年
	二、六〇〇、〇〇〇円を超え二、八〇〇、〇〇〇円以下		一九年

入学一時貸与	二、八〇〇、〇〇〇円を超えるもの	二〇年
	五〇〇、〇〇〇円以下	四年

第一号様式中	「	年	月	から	」	貸与期間	年	年
	「	年	月	まで	」		貸与期間	年
						を		
							大学等入学一時金	

月から
月まで
に改める。

附 則
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(高校教育課)